

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年3月3日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

(1) 資力発生日について

本件処分通知書によると、資力発生日を本件契約日の平成29年3月27日とし、同日～（同年）6月6日入院分の医療費が請求されている。一方、資力発生日は平成29年6月6日と認識することから、当該期間の医療費については返還対象とならないと思われる。

また、請求人と本件弁護士との間には契約書が存在せず、請求人からの白紙委任状に基づいて本件弁護士により本件契約が締結されており、本件弁護士の代理権の範囲並びに本件弁護士に対する報酬について明確な取り決めはなかった。そのため、

請求人としては平成29年6月6日に本件譲渡金の第1回決済分を受け取るまでは、資金が受け取れるのか、受け取れるとしていくら受け取れるのか不明という法律上不安定な状態にあった。実際、請求人が本件弁護士から本件契約書のコピー並びに弁護士報酬額の通知を受けたのは同年7月20日付けの郵送によるもので、当該通知が開封されたのは同年8月15日に高齢者支援課職員及び成年後見監督人の立会いの下で、成年後見人によるところとなった。

さらに、受け取った金額からは本件弁護士等による報酬額が通常想定されるより過大であったこと、並びに請求人と本件弁護士との間の委任契約書が存在しないことが判明したことから、平成30年10月に民事訴訟提起により預り金返還請求、令和元年9月30日に和解成立、同年10月29日、同月31日の入金、同年12月6日の弁護士報酬支払により、本件契約による請求人の受取額が確定するに至った。

加えて、借家権譲渡契約においては債務不履行のリスクを考慮し、資金決済をもって契約成立とされるのが商慣行であるし、本件契約6条にあるとおり、譲渡対価がゼロとなる可能性もあった。

これらのことから、資力発生日は平成29年6月6日、資金確定日は令和元年12月6日と認識する。すなわち、生活保護費の返還請求は発生しないものと考えられ、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 生活保護廃止日について

仮に資力発生日が平成29年3月27日であれば、何故速やかに生活保護廃止を行わず、後期高齢者医療保険にも加入できずに2年以上経過した後には10割負担の医療費の返還請求となるのか疑問が生じる。資力発生日が同日となるなら、後日10割負担の保護費返還請求が行われるのか、それとも速やかに生活保護を廃止して後期高齢者医療保険加入により1割負担とす

るのかについて本件弁護士に説明する必要があったと思われるが、本件弁護士、成年後見人、成年後見監督人のいずれにも説明はなかった。

本件弁護士口座への着金日の平成29年4月7日に請求人が本件譲渡金を受け取れていれば、速やかに生活保護を廃止して後期高齢者医療保険に加入できていた。弁護士から請求人に対する送金日を同年6月6日としたことについて、処分庁は、請求人が、成年後見人を必要とする状態で、特養入所前に保護が廃止となり、各種支払や手続を行う者が不在となることに懸念があった旨主張するが、本件弁護士が特別養護老人ホームへの入居申込み等の事務手続を行っていることと矛盾している。

(3) 返還請求金額について

仮に資力発生日並びに生活保護廃止日が平成29年3月27日であったとしても、事前もしくは直後にその旨の連絡があった場合には、国民皆保険制度の下速やかに後期高齢者医療保険に加入することが考えられる。その際、本人負担額としては、後期高齢者医療保険料及び高額療養費制度も踏まえた本人負担額の合計となるはずである。よって平成29年3月27日～6月6日分の医療費を支払う場合、当該合計額であるべきであり、本件処分のうち、返還対象額（返還決定額）については修正されるべきである。

弁明書では平成29年3月27日に本件契約を締結する旨の連絡を受け同日を資力発生日と認識する一方で、資力が具現化するまで「各種支払いや手続等を行うものが不在となる」ため急迫の場合であったと主張している。しかしながら、弁護士を代理人として話をし、事実、請求人の借家明渡し並びに病院から特養への移動を弁護士が行うことを認識・受容しており、「支払いや手続等を行うものが不在となる」との主張に矛盾が生じている。そのため、本件弁護士に生活保護廃止すなわち後期高齢者医療保険加入の選択肢も与えず高額な（10割負

担) 医療費を請求するのは不当と考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 4月 21日	諮問
令和 4年 6月 17日	審議 (第67回第2部会)
令和 4年 7月 29日	審議 (第68回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされて

いる。

(3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問答集問13-5（答）(1)）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の2・(1)・アによれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」（以下、この控除を「自立更生免除」という。）とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」としている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。一方、問答集問13-23（答）の(1)によれば、法63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

また、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-1・答3・(1)・③によれば、保有を認められているものを売却した場合、売買契約成立日を資力の発生時点とするとされている。

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律51条1号によれば、法による保護を受けている世帯に属する者は後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としなないこととされ、また、被保険者は、同法同条同号に該当するに至った日から、その資格を喪失するとされている（同法53条2項）。

(6) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

そして、運用事例集による上記(4)の取扱いは、法63条の返還額の決定についての事務処理の方針を示したものとして合理

性が認められるものである。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている（1・(3)・ア）。

請求人は、平成29年3月27日に、本件弁護士を通じ本件契約を締結し、本件借家権を本件契約相手方に譲渡しているが、従前、処分庁が請求人の本件家屋の保有を容認しており、請求人が本件家屋を地主に譲渡して以降も居住を継続していたことからすれば、処分庁は請求人の本件借家権保有を容認していたものと解され、本件契約による本件借家権の売却は、保有を容認されている資産の売却に当たるものと解されるから、本件契約の成立日である同日をもって資力が生じ（1・(4)）、同日以降、請求人は法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力を有していたものと認められる。

そうすると、請求人は、平成29年3月27日に本件契約を締結したときから法63条が定める「資力があるにもかかわらず、保護を受け」ていたものであり、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に該当するのであるから、処分庁が、法63条の規定を適用したことは、上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

処分庁は、本件譲渡金について、本件契約で定められた譲渡金額全額に相当する900万円を請求人に生じた資力としたことが認められる。

また、法63条が、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」被保護者に対して返還を求めるものであるところ

(1・(3)・ア参照)、処分庁は、事前に自立更生免除を適用しないことを決定した上で、本件譲渡金900万円を請求人の収入とし、弁護士費用等諸費用300万円を必要経費として控除し、返還対象期間である平成29年3月から同年6月までの期間における支給済保護費が843,146円(別紙「返還金額計算表」の支給済保護費欄参照)であったことから同額を返還対象額としたことが認められる(同)。

しかし、請求人の平成29年3月分の診療報酬明細書によれば、同月分の請求人に対する支給済保護費は72,650円が正しいため、本件処分における既受給保護費としては843,196円(平成29年3月分72,650円、同年4月分367,600円、同年5月分367,008円及び同年6月分35,938円の合計額)、返還対象額としては843,196円とするのが、それぞれ正しかったものと認められる。

もっとも、平成29年3月分の支給済保護費を72,600円とする本件処分は請求人にとって、有利な取扱いとなっており、審査庁は、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないとされている(行政不服審査法48条参照)ことからすれば、審査会としては、上記誤りをもって、本件審査請求における本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

(3) 小括

以上のことから、本件処分は返還対象額についての誤りを除き妥当なものであると認められ、返還対象額に関する誤りについても上記のとおり、本件処分の取消理由とすることはできない。

3 請求人は、第3の(1)ないし(3)のとおり主張し、本件処分の取消しを求めているため、以下検討する。

(1) 資力発生日について(第3・(1))

ア 請求人は、本件契約により請求人が最終的に得られる金額

が定まっておらず、令和元年12月6日に至るまで資力が確定しなかった旨主張するが、本件契約締結日である平成29年3月27日に請求人に900万円の資力が生じたと認められることは、上記2・(1)のとおりであることから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

イ また、請求人は、借家権譲渡契約においては債務不履行のリスクを考慮し、資金決済をもって契約成立とされるのが商慣行である旨主張するが、本件で提出された資料からは、そのような商慣行が存在することは明らかではなく、本件契約書の契約日の記載にかかわらず、請求人及び本件契約相手方が当該商慣行に基づき取引を行う意思があったともうかがえないから、かかる請求人の主張は失当である。

ウ さらに、請求人は本件契約6条により譲渡対価がゼロになる可能性があったのだから、本件契約成立時点では資力が生じていない旨を主張するが、当該条項は請求人の契約不履行により本件譲渡金を得られなくなることを規定したものであって、本件契約の成立を左右するものではなく、本件契約の成立をもって、請求人に対し資力が生じたものと認められることは上記2・(1)のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) 生活保護廃止日について（第3・(2)）

請求人は、資力発生日が平成29年3月27日であったとしても、資力の具体化後、速やかに生活保護を廃止すべきであったのに、そうしなかったために医療費10割負担による保護費返還請求が生じたと主張する。

この点、処分庁は、成年後見人を要する状況にあった請求人には支払や諸手続・調整等を行う者が必要と判断していたところ、請求人が、本件譲渡金を受領することで生活保護廃止となりうるため、平成29年5月23日に関係者と本件話し合いを行った上で、請求人が社会的に孤立することが回避できる同年6

月6日（特養入所日）まで保護を継続することとし、同日に請求人保有口座へ本件譲渡金の入金ができるよう調整の上、保護の要否判定を行い、請求人に対する保護を廃止したことが認められる。

確かに請求人が主張するとおり、本件弁護士は従前から、請求人の要介護認定の区分変更申込みや特養申込み等の諸手続等を行っているほか、本件弁護士作成の「〇〇様経過表（当職が行った主な仕事）」によれば、本件家屋の明渡しに際して請求人から預かった請求人の荷物の保管を同年7月12日まで継続しており、請求人が特養へ移動する際に利用した介護タクシーへの支払を同年6月9日に行っているなど、請求人に代わり、支払等を行っていることが認められる。

しかし、本件弁護士は、平成29年5月8日に保護担当課職員に対し、請求人の成年後見人に就任することに難色を示しており、同月23日に行われた本件打合せの場においても請求人の成年後見人や補助人にはならない旨を表明しているなど、請求人に係る支払や諸手続・調整等について全面的・積極的に代行する意図があったとは解されないところ、本件弁護士がいることから、請求人の資力具体化後、直ちに請求人に対する保護を廃止しても問題がない状況だったと認めることは困難である。

そうすると、請求人に対する保護を廃止しても差し支えなくなるものと認められるのは、請求人の成年後見が開始されるか特養への入所時となると解される。

また、請求人が特養へ入所する日が平成29年6月6日となったのは、本件弁護士を含めて行われた本件話合いの結果であると認められ、保護担当課職員の指示により決定したと認めるに足りる資料はない。

以上のことからすれば、特養入所により請求人が社会的に孤立することが回避できる平成29年6月6日まで保護を継続するとした処分庁の判断が違法・不当であったとは認められず、

請求人の主張には理由がない。

(3) 返還請求金額について（第3・(3)）

請求人は、資力発生日が平成29年3月27日だったとしても、事前もしくは直後にその旨の連絡があった場合には、速やかに後期高齢者医療保険に加入し、本人負担額は本件処分の返還請求金額より少なくなっただけである旨主張する。

この点、問答集問13-6（答）によれば法63条の適用に当たっては、国民健康保険加入者が医療費を要する場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要がある旨記載されている。

その上で本件についてみると、本件審査請求で提出された各資料からは、処分庁が、請求人や本件弁護士に対し、法63条が適用される場合には医療費全額が返還の対象となることに関して詳細に説明を行っていたか否かまでは明らかではないものの、保護担当課職員から、請求人又は本件弁護士に対し、自立更生免除に関して説明し、自立更生免除の希望がない旨を確認していたこと及び本件弁護士の同席する本件話し合いにおいて、保護費の返還を求める可能性がある旨を説明していたことがそれぞれ認められ、処分庁が、法63条の適用に当たり、請求人や本件弁護士に対して事前に説明がなされていたものと評価し得るものである。

そして、請求人の状況からは本件譲渡金が具体化した後、直ちに保護を廃止することが妥当とは解されないことは上記(2)のとおりであって、請求人には法63条適用に伴い、既に本件契約締結日（平成29年3月27日）から保護廃止日（同年6月6日）に至るまでの保護費の返還義務が生じているのであるから、仮に、処分庁から請求人又は本件弁護士に対して、法63条が適用される場合には医療費全額が返還の対象となることに

関する詳細な説明がなかったとしても、このことにより請求人が、法63条適用に伴う保護費の返還義務を免れるものではない。

以上のことから、本件処分に取り消すべきほどの違法・不当があったものと解することはできず、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

上記2・(2)で述べた平成29年3月分の返還額に関する違算を除き、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）